

議員提出議案第四号

箕面市議会会議規則改正の件

箕面市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年六月十一日提出

箕面市議会議員 大脇典子

同 名手宏樹

同 増田京子

同 武智秀生

同 中井博幸

同 岡沢聡

箕面市議会規則第 号

箕面市議会会議規則の一部を改正する規則

箕面市議会会議規則（平成十六年箕面市議会規則第三号）の一部を次のように改正する。

目次中「、参考人」を「及び参考人」に改め、「第二百二十七条」の下に「・第二百二十七条の二」を加え、「・第三百十条」を「―第三百十条」に改める。

第六条中「すべて」を「全て」に改める。

第十四条中「再び」を「、再び」に改める。

第二十八条中「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従って」に、「投票用紙を投票箱に投入する」を「投票する」に改める。

第三十条に次の一項を加える。

4 投票の効力に係る法第百十八条第六項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第三十七条中「審査」の下に「又は調査の」を加える。

第四十三条第二項中「審査」の下に「又は調査」を加え、「会議」を「議会」に改める。

第四十七条第一項中「すべて」を「全て」に、「登壇」を「登壇」に改める。

第四十九条及び第五十二条第一項中「すべて」を「全て」に改める。

第五十七条（見出しを含む。）中「終了」を「終結」に改める。

第六十六条第一項中「すべて」を「全て」に改める。

第六十七条第一項中「議員」の下に「（以下この条において「委員外議員」という。）」を加え、同条第二項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改める。

第七十四条第一項中「審査」の下に「又は調査」を加える。

第八十二条中「第三十一条第一項まで」を「第三十条第三項まで、第三十一条第一項」に改める。

第八十六条第四項中「すべて」を「全て」に改める。

第八十七条に次の二項を加える。

5 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第八十九条第二項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第九十条中第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 前項の場合において、法第百九条第九項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員

は、オンラインによる方法で説明することができる。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

第九十一条第二項中「委員会は、」の下に「必要があると認めるときは、請願の」を加える。

第九十三条中「その内容が請願に適合する」を「議長が必要があると認めらるる」に改める。

第十章の章名中「、参考人」を「及び参考人」に改める。

第九十六条第一項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第一百七条を次のように改める。

(決定の通知)

第一百七条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第九十九条ただし書中「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第一百三条の見出しを「資料等の配布許可」に改め、同条中「議場」の下に「又は委員会の会議室」を加え、「資料、文書等の印刷物」を「資料等」に改め、「議長」の下に「又は委員長」を加える。

第一百五条中「すべて」を「全て」に改める。

第一百七条第一項を次のように改める。

懲罰については、議会は、第三十六条第三項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することができない。

第一百七条第二項を削る。

第一百七十七条の次に次の一条を加える。

(代理弁明)

第一百七十七条の二 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第二百二十二条第一項中「し、又は記録」を削る。

第二百二十五条中「(会議録が法第二百二十三条第一項に規定する電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、同条第三項に規定する署名に代わる措置をとる議員)」を削る。

第二百二十七条の次に次の一条を加える。

(協議等の場の開催方法の特例)

第二百二十七条の二 前条の協議等の場については、災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。

第二百二十九条の次に次の二条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第二百二十九条の二 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第一項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第六項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、

議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定による方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第十九条、第六十三条及び第八十八条第一項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）

に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対

し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第三項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第六項の規定により前二項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第二百二十九条の三 この規則の規定（第二十七条第一項（第八十二条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところに

より、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、令和六年八月二十九日から施行する。

（提案理由）

議会に係る手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるようにするため、本規則を整備するものである。